

新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等における 令和3年度の対応等について

1 主旨

区では、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等について、感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者を対象としたPCR検査（従来型検査）や、社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）等を実施している。令和3年度の対応等について、区内の感染状況や各検査の実施状況等を踏まえ、以下のとおり報告する。

2 現在の対応

（1）保健所機能の補完等の対応

区内の感染状況が12月以降、特に厳しい状況にあることから、保健所機能を補完するため、社会的検査の仕組み等を活用し、以下の対応を実施している。

随時検査の体制強化等

保健所等が実施する従来型検査の結果、介護事業者等で陽性者が発生した場合は、社会的検査の仕組みを活用し、職員及び利用者に対する随時検査を実施する。

また、保健所等が実施する従来型検査の処理能力（1日あたり160件程度）及び現在の感染状況等を踏まえ、随時検査の体制強化を実施する。

時期	対応内容
1月下旬～	当面の間、検査体制を1チーム増員し、4チーム体制とし、随時検査に対応できるよう体制を強化 変更前：3チーム（350件/日）、変更後：4チーム（480件/日）

随時検査の訪問系サービス利用者に関する対象拡大

施設内において現に陽性者が発生した場合は、職員及び利用者を随時検査の対象としているが、介護事業所及び障害者施設のうち訪問系サービス（訪問看護等）は、自宅を訪問してサービスを実施することを踏まえ、その自宅を事業所とみなし、サービス提供時に居合わせた利用者の同居家族等も対象とする。

スクリーニング検査の実施サイクル

令和3年1月13日から介護事業者及び障害者施設のうち、訪問・通所事業所等で働く職員に対し、スクリーニング検査を開始しているが、対象事業所から実施サイクル短縮の要望があることや、充当する都補助の見直しにより実施回数制限が撤廃されたこと、できる限り検査頻度を増やし陽性者の早期発見を図ること必要があることを踏まえ、実施サイクルを2週間に1回程度とする。

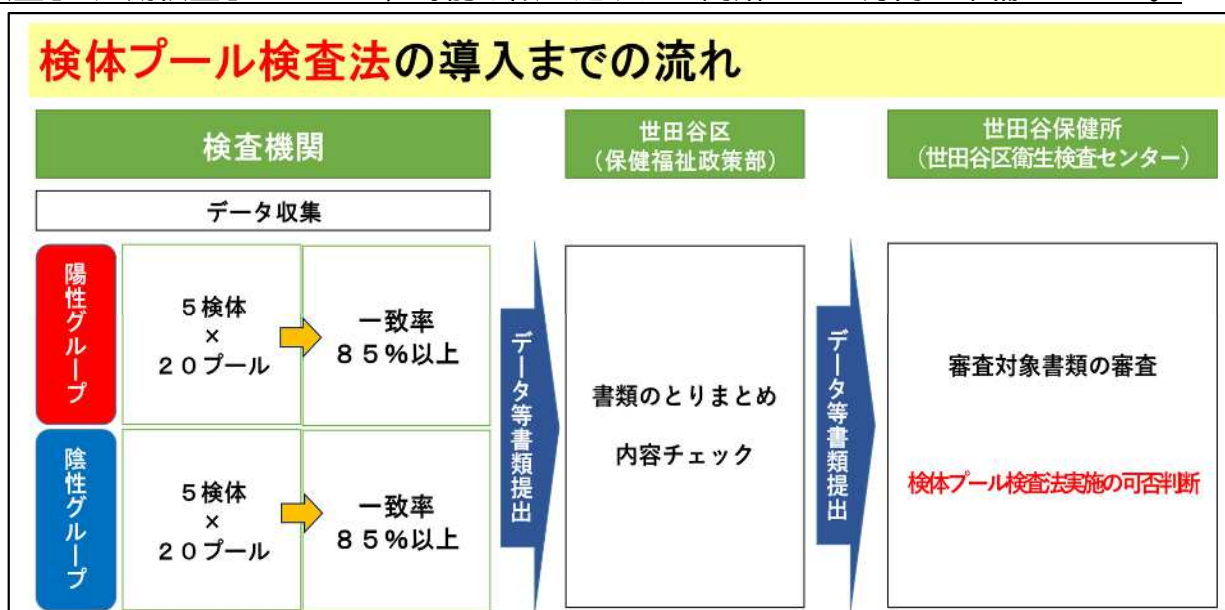
積極的疫学調査の実施

保健所等の従来型検査に基づく積極的疫学調査について、保健所からの依頼に基づき、保健福祉政策部の調査員による調査を実施する。

(2) 検体プール検査法が行政検査の対象となったことに伴う対応（現状報告）

国は、令和3年1月22日付けの事務連絡において、複数検体を同時に検査する検体プール検査法について、一定の要件の下で限定的に行政検査に認めることが示された。

区では、国が示す指針等に定められる条件が整い次第、行政検査として実施している「随時検査」「定期検査」について、可能な限り速やかに開始できる方向で準備している。



3 令和3年度の対応等

(1) 感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型検査）

保健所や医療機関、医師会が行う保険診療による従来型検査については、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）も継続して実施する。

規模（4月～3月分）

区分	最大検査能力
世田谷区医師会 玉川医師会	1日あたり 約260件（保険診療）
世田谷保健所	1日あたり 約160件（行政検査）
（参考）区内医療機関	1日あたり 約180件（保険診療）
合計	約600件（保険診療440件、行政検査160件）

令和2年10月拡大後から変更なし

(2) 社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)

社会的検査については、「施設利用者への感染を未然に防ぎ、重症化を避けること」、「感染者または感染疑いのある方に接触した可能性が高い方に対して、早期に対応すること」、「施設内でのクラスターを抑止すること」を目的とし、定期検査及び随時検査を令和2年10月1日から開始するとともに、都補助を充当し、スクリーニング検査を令和3年1月13日から開始している。現在の区の感染状況等を踏まえ、社会的検査の目的を迅速かつ効果的に達成するため、令和3年度上半期(4月～9月)も継続して実施する。ただし、今後の区内の感染状況により、従来型検査の枠を超える有症状者や濃厚接触者が発生した場合は、上記2「現在の対応」を取りながら、状況に応じて縮小または休止する。

なお、令和3年度下半期(令和3年10月～令和4年3月)の6か月については、今後の区内の感染状況や国及び都の動向、ワクチン接種の状況等を踏まえ、その対応を検討する。

令和3年度の対応

区分	実施期間	対象施設 実施方法	行政検査
随時検査 定期検査	4月～9月 10月以降は、今後の状況等を踏まえ検討	別紙のとおり	該当
スクリーニング検査			非該当

規模 (4月～9月分) 延べ30,000件

区分	1月あたりの延べ検査数	6月分(4月～9月)の延べ検査数
随時検査 定期検査	3,000件	18,000件
スクリーニング検査	2,000件	12,000件
合計	5,000件	30,000件

令和2年度と同規模で実施する。

(3) 積極的疫学調査の体制強化

令和2年度の対応

社会的検査で陽性者が発生した場合は、保健福祉政策部の調査員(保健師等)により、「積極的疫学調査」(陽性者本人からの基本情報、行動情報、接触者情報等の電話聞き取り調査、施設に対する聞き取り又は訪問による調査)を行い、保健所に取り次いでいる。このうち、陽性者本人からの基本情報の聞き取りのみ、令和2年11月から委託事業者が行っている。

区内の感染拡大や社会的検査の検査数の増加に伴う陽性者発生に対応する必要があるため、令和3年1月中旬から専門人材をさらに確保し、体制強化を図っている。

積極的疫学調査（コンタクトトレース）に係る役割分担のイメージ

		社会的検査			
		10月～ 11月中旬	11月中旬～ 1月中旬	1月中旬～ 2月中旬	2月中旬～ (予定)
区 居 住 者 の み	陽性者聞き取り (本人の基本情報)	委託事業者			
	陽性者聞き取り (行動情報、接触者情報)	保健福祉政策部	保健福祉政策部、 人材派遣	保健福祉政策部、 委託事業者	
	施設への聞き取り				
	施設訪問調査				
	保健所への報告	保健福祉政策部			
	陽性者の療養方針決定	保健所			
	濃厚接触者の範囲決定				
	濃厚接触者(施設職員、 施設利用者等)への健 康観察、検査案内	保健福祉政策部	保健福祉政策部、 人材派遣	保健福祉政策部、 委託事業者	
	保健所(その他)				

令和3年度の対応

社会的検査の実施期間を踏まえ、令和3年2月中旬開始予定の積極的疫学調査の業務委託を継続する。

(4) 事業費見込み(令和3年度当初予算案)

区分	事業費見込み
従来型検査	(4月～3月分) 907,463千円 特定財源:(国)感染症予防事業費等 負担金等 1/2 【主な内訳】 ・医師会委託(区内両医師会実施分) 414,554千円 ・PCR検査センター(世田谷保健所実施分) 492,909千円 うち、民間検査機関委託費用 264,132千円
定期検査 随時検査	(4月～9月分) 424,394千円 特定財源:(国)感染症予防事業費等 負担金等 1/2 【主な内訳】 ・人件費、コールセンター運営費、廃棄物処理費等(総価払分) 246,194千円 ・検査料(単価払分) 178,200千円(1検体あたり単価:⑨,900円)
スクリーニング 検査	(4月～9月分) 200,677千円 特定財源:(都)区市町村との共同による感染拡大防止対策事業 10/10 【主な内訳】 ・人件費、コールセンター運営費、廃棄物処理費等(総価払分) 139,957千円 ・検査料(単価払分) 60,720千円(1検体あたり単価:⑤,060円)
積極的疫学調査	(4月～9月分) 32,314千円 特定財源:(都)区市町村との共同による感染拡大防止対策事業 10/10

4 今後のスケジュール

令和3年2月中旬 積極的疫学調査の業務委託の開始

4月 従来型検査・社会的検査・積極的疫学調査の継続実施

令和3年度新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等の概要（まとめ）

保健所等が実施する「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査」に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない検査の取組みとして、施設利用者への感染を防ぎ、重症化を避けることや、施設内でのクラスター発生を抑止することを目的として令和2年10月に開始した「社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」について、令和3年度は以下のとおり実施する。

社会的検査の対象条件の整理 ○利用者の重症化の可能性（高齢者、基礎疾患） ○施設が休所した場合の代替性の有無（特養、一時保護所等） ○クラスター化する可能性（施設規模等）

感染の疑いのある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）

従来型検査

【行政検査】

対象：発熱等有症状のある方
または濃厚接触者

期間：4月～3月（通年）

規模：1日600件程度

経費：907,463千円
（当初予算案）

主な内訳：医師・看護師、医師
会委託、民間検査機
関委託、PCR検査セ
ンター維持運営等

方法：保健所が行う行政検査、
医療機関や医師会が行
う保険診療によるPCR
検査

随時検査

【行政検査】

対象：介護事業所、障害者施設、一時保護所等、
保育園、幼稚園（教職員のみ対象）小中学校、新BOP

期 間：4月～9月（上半期） 10月以降は今後の状況等を踏まえ検討
規 模：定期検査及び随時検査 延べ18,000件を想定 スクリーニング検査 延べ12,000件を想定
合計 延べ30,000件

経 費：定期検査及び随時検査 約4億2,440万円 スクリーニング検査 約2億68万円
合計 約6億2,507万円（当初予算案）

そ の 他：国や都の動向を勘案し、検査結果の効果や特定財源の確保、区内の感染状況の推移を考慮の上、社会的検査の継続期間、検査方法等について検証を続ける。

定期検査

【行政検査】

対象：介護事業所、障害者施設、
一時保護所等

【スクリーニング検査】

スクリーニング検査で陽性疑いの場合
は、速やかに随時検査を実施
対象：介護事業所及び障害者施設の
うち通所・訪問事業所等

区 分		介護事業所 （約19,000人）	障害者施設 （約3,000人）	一時保護所・児童養護施設 （約400人）	保育園（約10,000人） 幼稚園（約1,000人）	小中学校（9,800人） 新BOP（2,700人）	
社会的検査	行政検査	施設内において現に陽性者が発生したケース	(1)濃厚接触者 （職員及び利用者）	従来型検査または随時検査 最優先で実施			
		スクリーニング検査で陽性疑いの場合を含む	(2)上記以外 （職員及び利用者）	随時検査 最優先で実施 （従来型検査または社会的検査いずれかの結果で陽性者が発生しても左記(2)(3)に該当すれば対象とする。）			
		(3)対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）				（教職員のみ対象）	対象外
		(4)定期的な検査を希望する対象事業所・施設の職員及び入所施設・宿泊を伴う施設の職員、利用者及び入所予定者	2か月に1回程度			対象外	
		(5)定期検査・随時検査で陽性者が発生し、その後の定期的な検査を希望する対象事業所・施設の職員及び利用者（小中学校は教員等のみ、新BOPは職員のみ対象）	発生後の翌月から 月1回×3か月				
	スクリーニング検査	(6)定期的なスクリーニング検査を希望する対象事業所・施設の職員	2週間に1回程度 （通所・訪問事業所等の職員のみ対象）		対象外		